

伊豆市職員措置請求書

伊豆市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

伊豆市長は、一般社団法人伊豆市観光協会を指定管理者とする伊豆市天城会館の一部の施設、すなわち天城ミュージアムの管理に関する業務を行わせるため、同法人に指定管理料として、平成23年度に929万6千円、平成24年度に2,380万5千円、平成25年度は10月までに1,665万5千円を支出した。

この指定管理料の積算根拠として、「天城会館展示運営業務委託料積算表」なるものが伊豆市から情報開示されたが、この文書の作成者は不明であり、さらにその内容は、虚偽の事実を列挙し、悪質性の高い明らかな矛盾で構成されている。

また指定管理者である伊豆市観光協会 代表理事小森泰信氏は、伊豆市長あてに、平成24年5月31日に「天城会館に関する平成23年度事業の報告について」、平成25年度5月31日に「天城会館に関する平成24年度事業の報告について」ということでそれぞれ「事業報告書」及び「決算書」を提出しているが、公の施設の指定管理ということにかんがみれば、入場料、物販収入の欠落等著しく不備な報告書といわざるを得ない。

伊豆市観光協会による違法、不当な指定管理料申請に係るこれらの手続きは、伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書第20条に該当する事由であるにもかかわらず、伊豆市長は指定を取り消しておらず、また同協定書21条に規定されている損害の賠償をさせていない。

よって伊豆市長は、伊豆市観光協会に対し、指定管理料の交付の決定を取り消し、交付済み指定管理料を返還させるよう求める。

また平成23年度及び平成24年度天城会館展示運営業務委託料決算書が、市へ提出されていないのは、市長の明らかな監督不行き届きであり、この怠る事実の是正を合わせて求める。

伊豆市観光協会への指定管理料の支出が違法、不当である理由

Ⅰ 天城会館展示運営業務委託料決算の明細書が未提出

平成23年度及び24年度天城会館展示運営業務委託料積算表(予算書)に対応した収支決算書の提出がなされていない。

したがって指定管理料の支出額が、適正であったのかそうでないのか検証するべきがない。

市当局は、この指定管理料の積算及び決算についてどうやって検証できたのか

はなはだ疑問であり、地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」の条文に違反している。

また地方自治法第244条の2第10項に「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」とあるが、このことを怠り、天城会館指定管理者年度協定書第4条第4項の検査を怠っていることは、市の重大な過失である。

II 天城会館展示運營業務委託料積算表の内容の殆どが理解不能。

(1) 収入の部

- ① 展示運營業務委託料について、伊豆市観光協会から誰に支払ったか不明。
- ② 展示入場料収入及び売店販売収入は、誰が収受したのか不明。

(2) 支出の部

- ① 人件費、法定福利費が積算表どおりに適正に支払われているかどうか不明。
- ② 備品購入費については、天城会館指定管理者業務仕様書4-(2)-④—ア備品の管理の中に「備品の更新については、原則として指定管理者の負担とする。」となっているが、この規定に違反しており、また何を購入したのか不明。
- ③ 通信運搬費とは、どのような経費か不明。
交通費とは、誰がどこへ行くための経費か不明。
- ④ 電気代、上下水道料、灯油代の算出方法が不明。
- ⑤ FAX・コピー借上料は、誰が誰に支払っているか不明。
有線放送聴取料は、誰に支払っているのか不明。
- ⑥ 減価償却費が計上されているが、償却資産の内容、所有者、市税務課への申告の有無、税務署への届けがなされているか不明。
- ⑦ 平成24年度は、地元協力費が年間36万円となっているが、どこへ、いくら支払ったのか不明。
- ⑧ その他管理費用は、指定管理料の積算根拠とするには不適當である。
- ⑨ 展示料の積算については、あまりにも簡単すぎ、実際はどこへいくら支払ったか不明。
- ⑩ 蛍の飼養に関する支出は、どうなっているのか不明。

III 天城会館収支決算書の記載内容は、不明点が多い。

(1) 収入

① 光熱水費負担金は、誰からの支払いが不明。

(2) 支出

① 電気料金、灯油代及び玄関マット他使用料は、どこへ支払ったのか不明。

② 広報費は、何を広報した費用が不明。

IV 主要管理業務の再委託は、違法行為である

天城会館の指定管理者である伊豆市観光協会が、その業務の大部分を(有)フィガロに再委託していることは、地方自治法第244条の2第3項に照らせば、著しく違法、不当な行為である。

即ち公の施設は、住民の福祉に供することを目的としたものであり、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、条例で定める必要があるとされている。

さらに指定管理者の指定は、議会の議決を経ることとされていること等から考えれば、公の施設の使用にかかる一連の事務を処理するに当たっては、公正さの確保が求められるものである。

仮に指定管理者がさらに他の団体に委託することができるとすると、当該地方公共団体の判断が及ばなくなり、公の施設の設置者としての責任が果せなくなる恐れがある。

したがって指定管理者は、清掃、警備といった具体的業務を第三者へ委託することは差し支えないが、主要な管理業務をさらに第三者へ委託することは、できないものと解する。

V 天城会館条例の致命的欠陥

市長は、天城会館に指定管理者制度を導入するに当たり、天城会館条例を平成23年7月6日付けで一部改正をしている。

然るに、指定管理の対象たる「天城ミュージアム」の名称、入場料(利用料金)、の規定が定められていないのは、指定管理について定めてある条例としては、条例の体をなしていない。

地方自治法第244条の2第8項に「普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。」とあり、同じく第9項には「前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合に

において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。」と規定されている。

即ち本条例は、入場料を徴収しているにもかかわらず、利用料金の規定が抜け落ちているのは致命的欠陥であり、有効な条例とはとても言いがたい。

VI 第三者が利用料金を収受することは違法

地方自治法第244条の2第8項に「利用料金を当該指定管理者の収入として収受することができる。」とされているが、天城ミュージアムの入場料は、伊豆市観光協会が収受しているのではなく、第三者である(有)フィガロが収受していると推測される。この事実は、上記法令に違反していることは明白である。

また市長がこの事実を黙認していることは、当該指定管理者への監督、指導を怠っていることに他ならない。

まとめ

これまで伊豆市観光協会への指定管理料の支出について、不明点、不当・違法行為等を指摘してきたが、一番の問題点は伊豆市観光協会から(有)フィガロへ再委託した際の委託料決算の細目、金額が示されていないという事実である。

請求人は、平成25年11月14日に伊豆市長に対し「天城会館指定管理料の領収書等の関係書類、展示場の入場料及び物販収入の明細と展示委託先への金額と期間の明細」について、公文書開示請求をしたところ、市からは「文書不存在のため非開示とする。」とのゼロ回答であった。

この文書不存在ということは、市当局は、天城ミュージアムの収支計算を何も把握していないということで、伊豆市観光協会から請求されるがままに、指定管理料の積算の調査も検証もせず全額前払いしているということになる。

そして、その収支決算の細目ごとの決算額及びその根拠を明らかにしていないのは、市民から見れば到底理解できない行為である。

これでは、市民の税金その他から賄った今までに支払われた指定管理料合計4,975万6千円が何に使われたか全く分からず、誰かが不正に巨額の利益を得ていることも十分考えられる。

これは、伊豆市民による市政の信託に対する重大な挑戦であり、善良な市民の怒りは、その頂点に達しようとしている。

請求人は、市民のこうむった損失を速やかに補填させ、財務会計上の怠る事実の是正を求めべく、本請求に至った次第である。

事実証明書

- ① 天城会館の管理に関する業務の収支予算書(平成23年8月10日開催の市指定管理者審査会資料)
- ② 伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書
- ③ 天城会館指定管理者年度協定書
- ④ 天城会館に関する平成23年度事業の報告について
- ⑤ 天城会館に関する平成24年度事業の報告について
- ⑥ 天城会館指定管理者業務仕様書
- ⑦ 平成23年度及び24年度天城会館指定管理料の算定積算根拠を示す書類
- ⑧ 平成25年度天城会館指定管理料に係る算定積算の詳細
- ⑨ 平成23年度及び平成24年度天城会館指定管理料の支払いに係る、その支出先、金額及び年月日を示す書類
- ⑩ 伊豆市天城会館条例及び伊豆市天城会館条例施行規則
- ⑪ 平成23年度及び平成24年度天城会館事業計画書